

事故繰越し繰越使用の報告について

令和4年度藤沢市一般会計事故繰越しの繰越使用について、別紙繰越計算書のとおり報告する。

2023年（令和5年）6月8日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

報告理由

令和4年度藤沢市一般会計事故繰越しを繰越使用するので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告する。

参 考

地方自治法 抜粋

（予算の執行及び事故繰越し）

第220条

3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

地方自治法施行令 抜粋

(繰越明許費)

第146条 地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

(予算の執行及び事故繰越し)

第150条

3 第146条の規定は、地方自治法第220条第3項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

令和4年度藤沢市一般会計

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額
				支出済額	支出未済額	
11 教育費	2 小学校費	学校施設環境整備事業費	19,360,000	0	19,360,000	

事故繰越し繰越計算書

(単位 円)

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳							説 明
	既 収 入 特 定 財 源			未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源	
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
19,360,000					14,400,000		4,960,000	契約期限までに必要な計算書や図面等の提出がなく、令和5年3月31日までに完了しなかったため

